

# 広島県

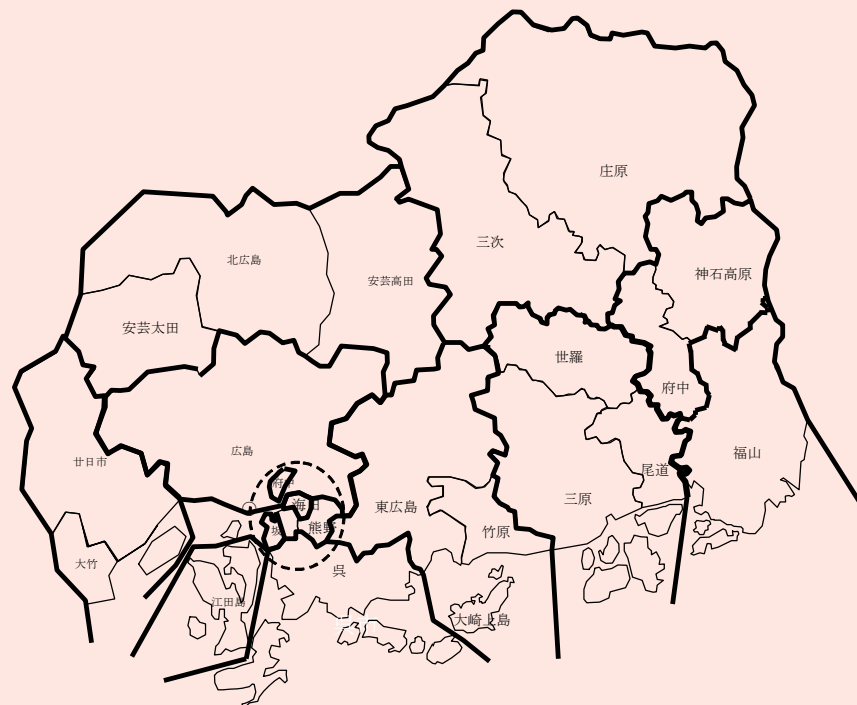
## 各圏域における地域包括ケアシステムの推進

広島県では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、県全体の保健・医療・福祉の連携体制を整備してきた。

令和元年度から、圏域における地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健所を中心とした医療・福祉などの関係機関との連携体制の構築の場を設置し、圏域の現状把握や課題の抽出等に取り組んでいる。

事業利用終了に向けて、本年度は地域包括ケアシステムの推進に取り組む。

# 1 県、指定都市、中核市、特別区の基礎情報



## 取組内容

### 【県での取組】

- ・精神障害者地域生活支援推進協議会を設置。
- ・圏域協議会間の情報交換会を開催。

### 【各圏域での取組】

- ・圏域単位で協議の場を設置し、圏域内の課題抽出や解決に向けた協議を実施。
- ・圏域内関係者への研修会を開催し、圏域ごとに精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めている。

## 基本情報（都道府県等情報）

障害保健福祉圏域数（R6年4月時点）	7圏域8	か所		
市町村数（R6年4月時点）	23	市町村		
人口（R5年10月時点）	2,738,000	人		
精神科病院の数（R5年5月時点）	40	病院		
精神科病床数（R5年5月時点）	8,485	床		
入院精神障害者数 （R4年6月30日時点）	合計	7,448	人	
	3か月未満（％：構成割合）	1,394 18.7	人 ％	
	3か月以上1年未満 （％：構成割合）	1,334 17.9	人 ％	
	1年以上（％：構成割合）	4,720 63.4	人 ％	
	うち65歳未満 うち65歳以上	1,489 3,231	人 人	
退院率（R2年度時点）	入院後3か月時点	59.9	％	
	入院後6か月時点	76.8	％	
	入院後1年時点	85.2	％	
相談支援事業所数 （R4年4月時点）	基幹相談支援センター数	15	か所	
	一般相談支援事業所数	101	か所	
	特定相談支援事業所数	243	か所	
保健所数（R6年4月時点）	10（県7、政令市1、中核市2）	か所		
（自立支援）協議会の開催頻度（R4年度）	（自立支援）協議会の開催頻度	2	回／年	
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	無		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況（R3年3月時点）	都道府県	有	1	か所
	障害保健福祉圏域	有	7 / 7	か所／障害圏域数
	市町村	有	15 / 23	か所／市町村数

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

### 目 的

精神障害の有無や程度にかかわらず、精神科病院に入院している者が退院する際に安心して地域で生活することが出来るような地域づくりを**推進**する。

- ①措置入院者が退院後に継続的な医療等の支援を確実に受けることが出来るよう、地域の医療・保健・福祉関係者が連携し、支援を行う仕組みを**推進・充実させる。**（令和5年度 整備する。）
- ②精神科病院に長期入院をしている精神障害者が、通院治療を続けながら再発や再入院することなく地域で生活できるよう、医療・保健・福祉関係者が連携して支援を行う仕組みを**推進・充実させる。**（令和5年度 整備する。）
- ③精神科病院の入院者のうち、特に医療機関外の者と面会交流が途絶えやすくなることが想定される者の孤独感や自尊心低下を解消するために訪問支援員を派遣して入院者本人の話を聞き、情報提供を行う（令和6年4月1日施行 精神保健福祉法改正における法定事業）。

### 事 業 概 要

- 1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（個別ケースから見たシステム）個別ケースからの課題の抽出
  - ①個別ケースにおける関係機関との連絡・調整・ケース検討会の開催・出席等。
  - ②個別ケースの地域生活支援（家庭訪問等）。
  - ③入院者訪問支援事業：市町村長同意による医療保護入院者等への訪問相談支援
- 2 保健・医療・福祉関係者による協議の場
  - 県協議会
  - 圏域協議会（7圏域）
- 3 地域包括ケアシステムの構築に向けた関係者の資質向上
  - ①精神障害者の地域移行関係職員研修：地域移行支援を行う関係者が知識と技術の向上を行うための研修の実施
  - ②アドバイザー育成・活動：県アドバイザーを設置・育成し、圏域毎の地域移行支援もしくはそれに関する協議会・研修会を開催するにあたり支援活動ができる体制を作る。
  - ③ピアサポーターの養成：精神障害当事者としての立場で個別相談や退院支援を担うピアサポーターの養成・派遣の実施
  - ④精神障害者家族の支援：精神障害者家族に対する相談の実施や相談員の知識と技術の向上を図る。

### 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」という新たな政策理念が明記された。  
・これを受けて、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、各圏域の保健・医療・福祉関係者と連携を図り、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を推進している。

#### ●平成30年度

・県協議会の設置

#### ●令和元年度

・圏域協議会（7圏域8か所）の設置

・ピアサポーター養成・派遣事業（モデル事業・東部保健所管内）の実施

#### ●令和2年度～

・県協議会で各圏域協議会の課題の共有及び解決策の検討

・圏域協議会における課題整理及び解決策の検討

・養成したピアサポーターによる地域支援の実施（東部保健所管内）

#### ●令和3年度～

・ピアサポート研修の開始

#### ●令和5年度～

・県密着アドバイザー圏域担当制の開始

・心のサポーター養成事業実施（モデル）

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

<昨年度までの成果・効果>

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (昨年度当初)	実績値 (昨年度末)	具体的な成果・効果
①協議の場を設置した圏域数	7圏域8か所	7圏域8か所	<p>全圏域において、圏域の現状課題について協議や研修会を実施できた。丁寧に市町に実態調査をしており、様々な職種と課題を議論し、解決策を模索している。</p> <p>県庁主催の情報交換会では、好事例を共有した。</p>
②ピアサポート研修の受講者数	基礎:152 専門:151	基礎:126 専門:125	<p>目標の受講者数には届かなかったが、受講者に対してピアサポートに関する情報や技法を提供できた。</p> <p>また、オンライン開催とすることで、受講者が参加しやすい環境を整えることができた。</p>
③措置入院者等退院後支援実施割合	70%	集計中 (参考:R4年度 は65.1%)	<p>退院後支援の評価を行っている圏域を、情報交換会で好事例として共有した。</p>

令和5年度第2回  
AD合同会議「R5  
年度の振り返り」  
から一部転記

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴(強み)】

全圏域に協議会を設置し、保健・医療・福祉関係者等との顔の見える関係の構築や圏域課題の抽出・解決に向けた取り組みが実施されている。県全体として、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進に向けての共通認識がある。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割(取組)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、圏域、市町の方向性や課題の共有</li> <li>・入院患者や関係者が地域の社会資源の把握や活用を十分できていない可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、圏域、市町の協議の場で明らかになった課題や取組の共有と課題解決に向けた協働</li> <li>・各圏域関係者に対する研修会の実施や、措置入院患者等への退院支援の実施</li> </ul>	行政	保健所と市町の協働により、関係機関との連携を図る。
		医療	協議の場で共有した現状や課題について、医療機関内外の理解と連携を促進する。
		福祉	協議の場で共有した現状や課題について、事業者間の理解と連携を促進する。
		その他関係機関・住民等	必要に応じて、関係団体が協議に参画する。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピアサポート研修の実施にあたり、受講者数が想定より少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の受講者募集にあたり、県ホームページによる広報に加え、障害福祉サービス事業所への個別の周知を図る。</li> </ul>	行政	ピアサポート研修の実施
		医療	—
		福祉	研修の受講及び事業所等での活用
		その他関係機関・住民等	関係団体による必要に応じた県への協力

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (今年度末)	見込んでいる成果・効果
①協議会・研修会の開催状況	0	7圏域8か所	圏域課題解決のための検討ができる
②措置入院者等退院後支援実施割合	集計中	70%	措置入院者等が再入院せず地域で安心して生活できる
③ピアサポート研修の修了者	基礎:126 専門:125	検討中	ピアサポーターの事業所内での活動の浸透により、各地域での自立支援につながる

※指標設定が困難な場合は、代替指標や定性的な文言でも構いません。

## 6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための連携状況

### 【にも包括構築の体制】

圏域における地域包括ケアシステムの推進に向けて、保健所を中心とした医療・福祉などの関係機関との連携体制の構築の場を設置し、圏域の現状把握や課題の抽出、管内市町の協議の場への支援に取り組む。

所管部署名	所管部署における主な業務
疾病対策課	圏域協議会への支援
障害者支援課	ピアサポート研修の実施

連携部署名	連携部署における主な業務
住宅課	住宅支援協議会の運営等

各部門の連携状況		強み・課題等
保健	圏域協議会を運営し、圏域の医療・保健・福祉の連携体制を構築している。また、保健所管内の措置入院者等に関する支援を定期的実施。	圏域協議会により、顔の見える関係が構築され、圏域独自の課題を抽出している。措置入院者等への退院後支援も圏域の強み・課題の発見につながっている。市町によっては保健と福祉のにも包括に関する情報共有ができていない可能性がある。
医療	各圏域協議会には病院関係者が参加している。	病院関係者が障害福祉サービス等事業者、行政の間で、個別ケースを通して情報交換や意思疎通がスムーズに実施できている。
福祉	各圏域協議会または部会には福祉関係者が参加している。	協議の場に福祉関係者も委員として参加している。個別ケースを通して情報交換や意思疎通がスムーズに実施できている。
その他関係機関・住民等	各圏域協議会または部会には当事者家族が参加している。	

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場の実施状況

名称	協議の場の構成員	開催頻度	実施内容	特記事項等(課題・強み等)
広島県精神障害者地域生活支援推進協議会	医療・保健・福祉関係機関、行政担当者等	年1回	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や事業の実施、評価の検討等	
(各圏域)精神障害者地域生活支援推進協議会	医療・保健・福祉関係機関、行政担当者等	年1～2回	圏域内におけるにも包括の構築や事業の実施、評価の検討等	
(各圏域)精神障害者地域生活支援推進協議会 部会	医療・保健・福祉関係機関、行政担当者	年1～2回	実務者での事業の実施、評価の検討等	

【その他事項】 ※協議の場運営における課題や悩んでいる点、アドバイザーに相談したい事項など、自由に記載ください



8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けたスケジュール（長期）

**事業利用予定年数：令和 6 年度まで**

第8次保健  
医療計画か  
ら転記

<p><b>長期目標</b></p>	<p>精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムを目指します。このような地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町や障害福祉・介護事業者が、地域生活に関する相談に対応しながら、医療圏ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町などとの重層的な連携を図ります。</p>
--------------------	--

年度	実施内容	具体的な取組
R6年度	<p>令和6年で事業利用を終了するため、次ページ以降「スケジュール(今年度)」で紹介</p> <p>事業利用終了</p>	
R7年度	<p>自治体で推進</p>	

## 9 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けたスケジュール（今年度）

長期目  
標と一致

### 短期目標 (今年度)

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムを目指します。このような地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町や障害福祉・介護事業者が、地域生活に関する相談に対応しながら、医療圏ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町などとの重層的な連携を図ります。

### スモール ステップ

- ①各圏域が抽出された課題に基づき、関係機関と連携して解決策を検討、実施できる。
- ②市町の精神保健相談支援体制を支援、強化するために県・圏域ができることを検討し、実施に向けた準備ができる。
- ③事業所等で自立支援に向けた活動を実施するピアサポーターが養成されている。

令和5年度第2回  
AD合同会議ロー  
ドマップと一致

### ス ケ ジ ュ ー ル

#### 参考資料 から転記

	R6年4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
個別ケースについて検討する場	個別ケース対応(ケース会議・退院後支援),訪問支援員養成研修への派遣(随時)			
協議の場・研修会	関係機関 調整	全体会議(県全域1回、各圏域2回)		
		研修会(各圏域1回)		
アドバイザー支援	県AD任命	県アドバイザーによる地域支援(研修会・事例検討)・国アドバイザー会議出席(年3回)・研修会参加		
ピアサポーター養成・派遣	ピアサポーターの登録・派遣(随時)		ピアサポーターの養成・スキルアップ研修	
精神障害者家族会による支援				
入院者訪問支援事業	運営会議	実務者会議(年4回程度)・訪問支援員の養成・派遣		運営会議

9 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けたスケジュール（今年度）

市町村等における相談支援体制の構築に係る事業

令和5年度

「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」、「精神保健福祉センター運営要領」の改正

令和6年3月

厚生環境事務 所長・支所長・保健所長会議にてアンケート実施の概要説明・協力依頼（疾病対策課）

令和6年7～9月

各保健所同席のもと圏域毎に市町へのヒアリング（疾病対策課・パレアモア）

令和7年度～

ヒアリングに基づく事業（人材育成研修等）実施（疾病対策課・パレアモア）

令和5年度

市町に対する精神保健に係る相談支援体制のアンケート（案）の作成（疾病対策課・パレアモア）

令和6年5～6月

アンケート様式の確定  
市町へのアンケート実施（疾病対策課・パレアモア）

令和6年10月～

ヒアリング結果のとりまとめと共有、事業化に向けた調整（疾病対策課・パレアモア）

参考資料から転記

9 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けたスケジュール（今年度）

時期(月)	実施する項目	実施する内容
随時	ピアサポーター派遣に関する調整・派遣  心のサポーター養成事業	今年度の派遣計画の調整を、関係各所と行い、派遣を実施する。  精神保健福祉センターで1回、保健所でも実施を検討中。
4月	ピアサポーター研修に係る委託契約の実施 各圏域の取組状況の把握 家族相談支援事業の実施	関係団体との契約を行い、事業を開始する。  各圏域協議会の令和5年度の取組状況を取りまとめる。 家族会連合会において家族相談支援事業を実施する。
5月	広域・密着アドバイザーとの打合せ	今年度の事業方針を協議する。
6月	・国会議への参加 ・ピアサポート研修の検討会	・可能な範囲で対面にて参加し、県担当者とアドバイザーで協議する。 ・関係各所と研修カリキュラムの検討を行う。
8月	・各圏域において協議会・実務者会議の開催 ・ピアサポート研修(フォローアップ研修)の実施	・各圏域の協議会や実務者会議において、課題に対する解決策の検討、取組の評価を実施する。 ・検討会において決定したカリキュラムに沿った研修を実施する。

9 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けたスケジュール（今年度）

時期(月)	実施内容	具体的な取組
9月	広域・密着アドバイザー、総合精神保健福祉センター担当者、県担当者会議	事業進捗状況の共有、課題等における支援策の検討、担当者会議の打合せをする。
10～11月	各圏域担当者会議	上期における各圏域の取組報告、圏域研修会等の情報交換、圏域や市町の好事例の紹介を行う。
12月	各圏域において研修会の開催（12～3月）	圏域課題の解決及び普及啓発・人材育成のため、圏域ごとに研修会を実施する。
	ピアサポート研修（基礎研修）の実施	検討会において決定したカリキュラムに沿った研修を実施する。
1月	ピアサポート研修（専門研修）の実施	検討会において決定したカリキュラムに沿った研修を実施する。
2月	来年度の事業実施に向けた検討（2～3月）	来年度以降に向けた方針を関係各所と検討する
3月	広域、密着アドバイザー、総合精神保健福祉センター担当者、県担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下期における各圏域の取組報告、圏域研修会等の情報交換、次年度の事業計画の共有</li> <li>・担当者会議の振り返り、次年度の事業計画の共有及び支援策の検討</li> </ul>
	ピアサポーター交流会の開催	ピアサポーターが集まり、今年度の取組を振り返る。